

改正案	現行
5 前払式支払手段発行者関係 Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 資金決済に関する法律等に係る諸手続 Ⅲ－2－1 発行届出書、登録申請書の受理等 (1) 自家型前払式支払手段の発行届出の受理 ① (略) ② 営業所等について イ. (略) ロ. 内閣府令別紙様式第1号第3面記載上の注意1に規定する「前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行なわれる場所」とは、発行者の主たる営業所等及び前払式支払手段の発行を行なっている営業所等を指し、無人のチャージ機は含まれない。 (2) 自家型発行者の変更届出の処理等 (略) (3) 第三者型発行者の登録申請書等の受理 ① (略) ② (略) ③ 営業所等について イ. (略) ロ. 内閣府令別紙様式第3号第3面記載上の注意1に規定する「前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行なわれる場所」とは、発行者の主たる営業所等及び前払式支払手段の発行を行なっている営業所等を指し、無人のチャージ機は含まれない。 (略) (10) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等	5 前払式支払手段発行者関係 Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 資金決済に関する法律等に係る諸手続 Ⅲ－2－1 発行届出書、登録申請書の受理等 (1) 自家型前払式支払手段の発行届出の受理 ① (略) ② 営業所等について イ. (略) ロ. 内閣府令別紙様式第1号第3面記載上の注意1に規定する「前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行なわれる場所」とは、発行者の主たる営業所等及び前払式支払手段の発行を行なっている営業所等<u>(委託先を含む)</u>を指し、無人のチャージ機は含まれない。 (2) 自家型発行者の変更届出の処理等 (略) (3) 第三者型発行者の登録申請書等の受理 ① (略) ② (略) ③ 営業所等について イ. (略) ロ. 内閣府令別紙様式第3号第3面記載上の注意1に規定する「前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行なわれる場所」とは、発行者の主たる営業所等及び前払式支払手段の発行を行なっている営業所等<u>(委託先を含む)</u>を指し、無人のチャージ機は含まれない。 (略) (10) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等

改正案	現行
① 前払式支払手段発行者に係る定期報告等 <u>イ. 財務局長は、別紙様式 14 による届出・登録状況調査表及び別紙様式 15 による前払式支払手段発行残高調査表を、各基準日の翌月から 3 ヶ月末までに監督局長に対して送付するものとする。</u> <u>ロ. 財務局長は、前払式支払手段発行者に対して、法第 24 条第 1 項の規定に基づき、毎年 3 月末における前払式支払手段発行者の委託先に関する報告書を別紙様式 15 の 2 により毎年 5 月末までに徴収するものとする。</u>	① 前払式支払手段発行者に係る定期報告 財務局長は、別紙様式 14 による届出・登録状況調査表及び別紙様式 15 による前払式支払手段発行残高調査表を、各基準日の翌月から 3 ヶ月末までに監督局長に対して送付するものとする。